

台風・大雨時は気象情報に留意を



防災講座

8月から9月は、日本では台風の接近・上陸が多くなる時期です。台風は主に太平洋高気圧の縁に沿って北上し、北海道に接近、上陸することもあります。9月頃になると、北から南下する寒気を取り込むことにより、一旦弱まった台風が温帯低気圧に変わって再発達し、このため暴風による被害が拡大する場合があります。

【室蘭地方気象台の発表】

「土砂災害」や「浸水害」の恐れある場合	→	「大雨警報・大雨注意報」
洪水による災害の恐れがある場合	→	「洪水警報・洪水注意報」
大雨警報が発表されている中で土砂災害が発生する危険性がより高まった時	→	「土砂災害警戒情報」 (胆振総合振興局と共同) <u>この場合は、急傾斜地の近くにお住まいの方は避難行動をとるなど、より一層の警戒が必要です。</u>

テレビやラジオなどで台風の接近を知った時には、気象台のホームページで内容を確認し、自治体が発表する避難情報に留意しましょう。

問い合わせ先：総務課 危機管理室 ☎85-3080

相談
問い合わせ先

生活環境課 交通・町民活動グループ
町消費生活センター
☎82-2265

「事業者対象」持続化給付金の不正受給勧誘に注意!

知人やSNSを通じ、受給資格のない人に持続化給付金の不正受給を持ち掛ける事例が確認されており国民生活センターで注意を呼び掛けています。



事例

学生時代の友人から無料通話アプリにメッセージが届いた。「特定の会社を通して持続化給付金を申請すると、サラリーマンでも無職でも100万円の給付金が受け取れる」という。その会社が前年度の確定申告書類を作り申請するようだ。会社名を聞くと「名前はないが税理士がついているので心配ない」とのことだが不審だ。「給付金を受け取った場合、その6割をその会社と税理士に支払うことになる」と言われた。私は断ったが、友人はこの会社を通じて給付金を受け取りたい人を探しているので紹介料があるのかもしれない。

持続化給付金は、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた事業者のための給付金で、事業者(個人事業主を含む)に対してのみ支払われます。

事業を行っておらず受給資格のないサラリーマンや学生、無職の人などが自身を事業者と偽って申請することは犯罪行為(詐欺罪)にあたると考えられます。

誘いに乗って申請すると、罪に問われる可能性が高いです!絶対にやめましょう!

消費生活
豆知識